

# 福岡県行動援護従業者養成研修事業指定事務取扱要綱

## 1 趣旨

この要綱は、「福岡県行動援護従業者養成研修事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)の11「事業者の指定」による、行動援護従業者養成研修事業者(以下「事業者」という。)の指定について必要な事項を定め、研修事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

## 2 指定の要件

福岡県知事(以下「知事」という。)は、次の要件を満たすと認められる者について、事業者としての指定をすることができる。

- (1) 法人であること。
- (2) 研修事業の安定的、継続的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (3) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務処理能力及び体制を備えていること。
- (4) 研修事業に係る経理が明確で、会計帳簿、決算書類等事業収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (5) カリキュラムについては、要綱に定める各課程のカリキュラムの内容に従って実施できること。
- (6) 研修事業を実施するために必要な本要綱に定める基準を満たす実習施設が確保されていること。
- (7) 毎年度継続的に研修事業を実施できること。
- (8) 指定を受けようとする者が、過去3年以内に本要綱13に定める指定の取消処分を受けていないこと。
- (9) その他、実施要綱及び本要綱に定める事項が遵守されること。

## 3 事業内容に関する要件

- (1) 研修事業が実施要綱に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。

- (2) 研修定員は、おおむね40人以内とする。
- (3) 講師については、本要綱に定める講師基準を満たし、かつ各科目を担当するために適切な人材が確保されていること。

実習を担当する講師については、おおむね受講者20人あたり1人とし、講師のほかに助手を確保する等、受講者全員が十分な実習をできるように努めること。

1人の講師が担当できる科目数は、考え方や内容の偏りを防ぐため1研修2科目以内とすること。

なお、講師については、研修に関係する実務経験が5年以上とし、助手について、研修に関する実務経験が3年以上とする。ただし、介護・福祉・看護系大学介護福祉士養成校等の教員においては1年以上とする。
- (4) 研修事業を実施するために必要な研修会場及び必要な備品・教材等が確保されていること。

#### 4 指定の申請

指定を受けようとする者は、当該養成研修に係る受講生募集を開始しようとする2ヶ月前までに、必要事項を記載した「福岡県行動援護従業者養成研修事業指定申請書(別記第1号様式)」及び下記の必要事項を知事に提出しなければならない。

- 1 福岡県行動援護従業者養成研修事業者指定申請書
- 2 学則
- 3 事業者概要
- 4 組織図
- 5 役員名簿
- 6 事業者規約(定款等)
- 7 法人の登記事項証明書(法人格がない場合は除く。)
- 8 資産の状況(申請者の予算書、決算書)
- 9 講義室及び演習室の会場見取図
- 10 講師履歴及び就任承諾書
- 11 資格証の写
- 12 実習承諾書
- 13 所要経費見積書(年間事業計画書)
- 14 修了証明書及び携帯用修了証明書
- 15 募集広告、受講案内及びパンフレット等の案文
- 16 その他知事が求める書類等

## 5 指定の決定

- (1) 知事は、本事業の指定を受けようとする者から申請があったときは、実施要綱及び本要綱に基づき、その内容を審査する。
- (2) 知事は、(1)の審査を行うため、必要に応じて申請内容等について、関係者に対して照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- (3) 知事は、申請者に対し、指定の可否を決定し、「福岡県行動援護従業者養成研修事業指定通知書」(別記第2号の1様式)又は「同不指定通知書」(別記第2号の2様式)により、申請者に通知する。

## 6 追加指定の申請

- (1) (1)既に研修事業の指定を受けて実施した者が、さらに研修事業の追加申請を行う場合は、新たに指定申請を行なうものとする。  
ただし、本要綱に基づき、前年度又は当該年度に実施された研修事業の実施者が、同一の課程及び実施方法の研修事業の指定を申請するときは、募集を開始しようとする2ヶ月前までに、「福岡県行動援護従業者養成研修事業追加指定申請書」(別記第3号様式)を知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、(1)の申請内容を審査し、指定の可否を決定し、「福岡県行動援護従業者養成研修事業追加指定通知書」(別記第4号の1様式)又は「同不指定通知書」(別記第4号の2様式)により、申請者に通知する。

## 7 事業内容の変更

- (1) 事業者として指定を受けた後に、その内容又は指定を受けた研修内容等の一部をやむを得ず変更する場合には、変更の10日前までに「福岡県行動援護従業者養成研修事業変更届」(別記第5号様式)を知事に届けることとする。  
ただし、緊急やむを得ないものであり、受講者に対し過大な負担を課さない場合は研修終了後10日以内に知事に届出することができる。
- (2) 知事は、(1)の届出の内容が適当でないとは判断したときは、研修事業の実施者に対し、必要な指示を行うことができる。

## 8 事業の休止

- (1) 事業休止とは、研修事業を4月から翌年3月までの1年度間にわたり開講しない(開講する年度とは、研修開講日が属する年度をいう。)場合をいう。事業者は、その1年度に限り事業の休止をすることができる。

ただし、新たに事業者指定を受けて実施する最初の研修の開講日が翌年度以降になり、実施しない年度が生じる場合は休止とならない。

なお、続けて2年度にわたり研修を開講しない年度があった場合は、事業を廃止したものとみなす。

- (2) 事業者は、研修事業を休止又は再開する場合には、休止は事業者で決定後10日以内に、再開は研修の募集期間の2ヶ月前までに「福岡県行動援護従業者養成研修事業休止・再開届」(別記第6号様式)により知事に届け出るものとする。

なお、研修事業を再開する場合には、本要綱5(1)に基づき再開の届出に合わせて研修事業者指定の申請を行わなければならない。

- (3) 知事は、(2)の研修事業休止の届出について受理した場合は、「福岡県行動援護従業者養成研修事業休止届受理通知書」(別記第7号様式)により事業者あて通知するものとする。

## 9 事業廃止の届出

- (1) 事業者は、研修事業を廃止する場合には、廃止を事業者で決定後10日以内に「福岡県行動援護従業者養成研修事業廃止届」(別記第8号様式)により知事あてに届け出るものとする。

- (2) 知事は、(1)の届出について受理した場合は、「福岡県行動援護従業者養成研修事業廃止届受理通知書」(別記第9号様式)により事業者あて通知するものとする。

- (3) 知事は、事業者から届け出なく事業が1年度間開講されない場合は、事業を廃止したものとみなす。

## 10 学則の制定

事業者は、次に掲げる研修事業に関する基本的な方針及び内容を定めた学則を制定するものとする。

- (1) 指定事業者の名称、所在地
- (2) 事業の目的

- (3) 実施課程及び形式
- (4) 研修事業の名称
- (5) 年間事業計画(研修日程及び募集定員)
- (6) 受講対象者
- (7) 研修参加費用(内訳:受講料、テキスト代)
- (8) 使用教材
- (9) 研修カリキュラム
- (10) 研修会場一覧
- (11) 各科目ごとの担当講師一覧
- (12) 実習施設一覧
- (13) 募集手続き
- (14) 科目の免除
- (15) 研修修了の認定方法
- (16) 研修欠席者の取扱い
- (17) 補講の取扱い
- (18) 受講の取消し
- (19) 修了証明書等の交付
- (20) 修了者の管理
- (21) 研修事業執行担当部署
- (22) その他研修実施に係る留意事項

## 11 事業報告

事業者は、研修終了後1ヶ月以内に、「福岡県行動援護従業者養成研修事業実績報告書」(別記第10号の1様式)又は、「福岡県行動援護従業者養成研修事業実績報告書(補講者分)」(別記第10号の2様式)に下記のことを添付して知事に報告するものとする。

- (1) 修了者名簿
- (2) 実習修了確認書

## 12 秘密の保持

- (1) 事業者は、事業実施により知り得た受講者に係る個人情報については適正に管理し、みだりに他人に知らせ、また、不当な目的に使用してはならない。
- (2) 事業者は、受講者が実習等において知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、また、不当な目的に使用することのないよう受講者に指導するなど、必要な措置を講じなければならない。

## 13 調査及び指導等

- (1) 知事は、事業者として指定を受けようとする者及び指定事業者に対して、必要があると認めるときは、事業者及び研修事業の実施状況等について、実施に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求められることができる。
- (2) 知事は、研修事業の実施状況等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。

## 14 指定の取り消し

- (1) 知事は、本要綱4に基づき研修事業者の指定を受けた者が、次の事項のいずれかに該当するときは、指定を取消することができる。
  - 1 本要綱2に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき
  - 2 研修事業の指定を受けずに研修を行ったとき
  - 3 研修指定申請、実績報告等において虚偽の申請、報告等があったとき
  - 4 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき
  - 5 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき
  - 6 本要綱12に定める調査に応じないとき又は改善指導に従わないとき
  - 7 その他研修事業者として不適切と判断されるとき
- (2) 知事は、(1)による取消しをしたときは、「福岡県行動援護従業者養成研修事業者指定取消通知書」(別記第11号様式)を事業者に交付するものとする。
- (3) 知事は、(1)による取消しを行った事業者名、研修課程及び形式並び

に取消し年月日等を公表するものとする。

## 15 聴聞の機会

知事は、本要綱12(2)の研修事業の中止を命ずる場合及び本要綱13の指定の取消しを行う場合においては、当該事業者に対して聴聞を行うものとする。

## 16 関係書類の保存

事業者は、次に掲げる書類を作成し保存しなければならない。

- (1) 受講者の研修への出席状況
- (2) 成績等に関する書類
- (3) 実習修了確認書
- (4) 受講者及び修了者に関する台帳等の書類

### 1. その他

- (1) 知事は、福岡県行動援護従業者養成研修の事業者の指定について、他の都道府県に対し情報の提供その他必要な協力を求めることができる。
- (2) この要綱に定めるもの以外については、別途知事の定めるところによるものとする。

**附則** この要綱は平成20年 月1日から施行する。